

報 告 第 3 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年12月2日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

和解及び損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 2 1 号

和解及び損害賠償の額の決定について

道路施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成26年10月14日

新居浜市長 石川 勝行

1 和解の相手方 （省 略）

2 事故の概要

平成25年12月17日午前6時20分頃、垣生漁港（垣生地区）臨港道路（垣生六丁目甲2223番路上）において、東進中の自転車が歩道上の舗装欠損箇所を通過した際、当該欠損箇所に前輪が落ち、運転者が転倒し、負傷した。

3 和解の内容

（1）新居浜市は、相手方に対し、負傷させたことに係る損害賠償債務として、金71万1,270円の支払義務があることを認める。

（2）本件事故により負傷した相手方の治療費（被保険者負担額を除く。）のうち、国

民健康保険の保険給付に係る求償分金 3 万 9 , 1 2 6 円については、新居浜市が別途愛媛県国民健康保険団体連合会に支払う。

(3) 新居浜市と相手方は、本件事故に関し、前 2 号に掲げる事項以外には、一切の債権債務のないことを相互に確認する。